

4新食第905号
令和4年7月29日

登録更新通知書

CERES

CERtification of Environmental Standards GmbH
代表取締役 Ulrich Findel 殿

日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第36条において準用する同法第17条第2項において準用する同法第16条第1項の規定に基づき、次のとおり登録外国認証機関の登録を更新したので、同法第36条において準用する同法第17条第2項において準用する同法第16条第3項の規定に基づき公示する。

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）

- 1 登録更新年月日：令和4年7月5日
- 2 登録更新番号：第8号
- 3 認証を行う農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分：種類；有機農産物、有機加工食品及び有機飼料
- 4 認証を行う区域：外国
- 5 認証を行う事業所の所在地：
Vorderhaslach Nr.1, D-91230 Happurg, Federal State of Bavaria, Germany
Nürnbergger Straße 9, D-91217 Hersbruck, Germany
- 6 登録の有効期間：令和8年7月4日まで